

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年 1 月31日

【発行者名】 グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー
(Global Funds Management S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役兼業務執行役員 ジャンフランソワ・カブラス
(Jean-François Caprasse, Director and Conducting Officer)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟
(Bâtiment A, 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 田中 収

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 吉田 菜摘子
同 大部 実奈

【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 (6894) 4023

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド
(Nomura Master Select - Global REIT Fund,
a Series Trust of Nomura Master Select)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
Aクラス受益証券100億豪ドル（約8,414億円）を上限とします。
Bクラス受益証券100億ニュージーランドドル（約8,025億円）を上限としま
す。
Cクラス受益証券100億米ドル（約1兆1,242億円）を上限とします。

(注) 豪ドル、NZドルおよび米ドルの各々の円貨換算は、平成28年11月30日現在の
株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1豪ドル＝84.14円、
1NZドル＝80.25円および1米ドル＝112.42円）によります。以下、豪ド
ル、NZドルおよび米ドルの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによ
ります。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出したことにより、平成28年10月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正および追加するため、また記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正内容】

(1) 半期報告書の提出に伴う訂正

半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書	半期報告書	訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況 (1) 投資状況	1 ファンドの運用状況 (1) 投資状況	更新
(3) 運用実績	(2) 運用実績	追加
(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績	追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表	3 ファンドの経理状況	追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況 (1) 資本金の額	4 管理会社の概況 (1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
3 管理会社の経理状況	5 管理会社の経理の概況	追加
5 その他 (4) 訴訟事件その他の重要事項	4 管理会社の概況 (3) その他	追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド (Nomura Master Select - Global REIT Fund, a Series Trust of Nomura Master Select) (以下「ファンド」といいます。)の運用状況は以下のとおりです。

(1) 投資状況

(2016年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
普通株式	米国	55,107,963	64.15
	オーストラリア	6,722,018	7.83
	日本	5,858,198	6.82
	英国	4,372,594	5.09
	フランス	3,778,489	4.40
	カナダ	1,648,045	1.92
	香港	1,134,835	1.32
	シンガポール	1,069,015	1.24
	ドイツ	767,634	0.89
	オランダ	535,219	0.62
	オーストリア	350,272	0.41
	スペイン	307,338	0.36
	ケイマン諸島	27,168	0.03
	小計	81,678,789	95.09
優先株式	米国	1,743,128	2.03
	小計	1,743,128	2.03
投資ファンド	アイルランド	762,632	0.89
	米国	685,774	0.80
	シンガポール	250,680	0.29
	小計	1,699,086	1.98
現金、受取債権およびその他の資産（負債控除後）		777,734	0.91
純資産総額		85,898,736 (9,656,735,901円)	100.00

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。以下同様です。

(注 2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算の上、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

(注 3) 米ドルの円貨換算は、2016年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.42円）によります。以下、米ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

(2) 運用実績

純資産の推移

2015年12月1日から2016年11月末日までの1年間における各月末の純資産総額および1口当り純資産価格の推移は次のとおりです。

米ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(米ドル)	(円)	(米ドル)	(円)
2015年12月末日	54,666,132	6,145,566,559	13.93	1,566
2016年1月末日	53,608,350	6,026,650,707	13.45	1,512
2月末日	53,768,330	6,044,635,659	13.48	1,515
3月末日	55,802,676	6,273,336,836	14.24	1,601
4月末日	55,630,097	6,253,935,505	13.94	1,567
5月末日	56,910,641	6,397,894,261	14.22	1,599
6月末日	57,832,953	6,501,580,576	14.68	1,650
7月末日	58,473,847	6,573,629,880	15.29	1,719
8月末日	58,742,995	6,603,887,498	14.80	1,664
9月末日	55,536,220	6,243,381,852	14.52	1,632
10月末日	51,536,803	5,793,767,393	13.62	1,531
11月末日	47,447,687	5,334,068,973	13.27	1,492

豪ドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(豪ドル)	(円)	(豪ドル)	(円)
2015年12月末日	32,140,791	2,704,326,155	13.29	1,118
2016年1月末日	31,779,201	2,673,901,972	12.79	1,076
2月末日	35,068,062	2,950,626,737	12.80	1,077
3月末日	38,371,723	3,228,596,773	13.47	1,133
4月末日	39,732,692	3,343,108,705	13.18	1,109
5月末日	44,680,470	3,759,414,746	13.43	1,130
6月末日	47,861,924	4,027,102,285	13.83	1,164
7月末日	49,883,524	4,197,199,709	14.37	1,209
8月末日	47,767,791	4,019,181,935	13.88	1,168
9月末日	47,479,075	3,994,889,371	13.59	1,143
10月末日	44,423,836	3,737,821,561	12.72	1,070
11月末日	42,582,053	3,582,853,939	12.37	1,041

(注) 豪ドルの円貨換算は、2016年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1豪ドル=84.14円)によります。以下、豪ドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

NZドル受益証券

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	(NZドル)	(円)	(NZドル)	(円)
2015年12月末日	8,838,652	709,301,823	13.86	1,112
2016年1月末日	8,833,505	708,888,776	13.38	1,074
2月末日	8,896,817	713,969,564	13.40	1,075

3 月末日	9,324,145	748,262,636	14.12	1,133
4 月末日	9,268,981	743,835,725	13.82	1,109
5 月末日	9,956,373	798,998,933	14.10	1,132
6 月末日	10,503,819	842,931,475	14.53	1,166
7 月末日	11,008,276	883,414,149	15.12	1,213
8 月末日	10,576,882	848,794,781	14.65	1,176
9 月末日	10,346,003	830,266,741	14.38	1,154
10月末日	9,655,866	774,883,247	13.46	1,080
11月末日	9,233,980	741,026,895	13.11	1,052

（注）ニュージーランドドル（以下「NZドル」といいます。）の円貨換算は、2016年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1NZドル＝80.25円）によります。以下、NZドルの円金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

分配の推移

	米ドル受益証券		豪ドル受益証券		NZドル受益証券	
	（米ドル）	（円）	（豪ドル）	（円）	（NZドル）	（円）
2015年12月	0.04	4.50	0.07	5.89	0.06	4.82
2016年 1 月	0.04	4.50	0.07	5.89	0.06	4.82
2 月	0.04	4.50	0.07	5.89	0.06	4.82
3 月	0.04	4.50	0.07	5.89	0.06	4.82
4 月	0.04	4.50	0.07	5.89	0.06	4.82
5 月	0.04	4.50	0.07	5.89	0.06	4.82
6 月	0.04	4.50	0.07	5.89	0.06	4.82
7 月	0.04	4.50	0.07	5.89	0.06	4.82
8 月	0.04	4.50	0.07	5.89	0.06	4.82
9 月	0.04	4.50	0.07	5.89	0.06	4.82
10月	0.04	4.50	0.07	5.89	0.06	4.82
11月	0.04	4.50	0.07	5.89	0.06	4.82
設定来累計	3.08	346.25	5.39	453.51	4.62	370.76

収益率の推移

期間	収益率（％）（注）		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	N Z ドル受益証券
2015年12月1日から2016年11月末日	0.07	0.61	1.17

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2016年11月末日の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 2015年11月末日の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

ファンドの暦年ベースでの収益率は次のとおりです。

期間	収益率（％）（注）		
	米ドル受益証券	豪ドル受益証券	N Z ドル受益証券
2010年（2010年5月28日から2010年12月末日）	13.30	15.20	14.40
2011年（2011年1月1日から2011年12月末日）	0.09	1.71	0.72
2012年（2012年1月1日から2012年12月末日）	17.23	20.29	19.16
2013年（2013年1月1日から2013年12月末日）	1.75	4.18	3.75
2014年（2014年1月1日から2014年12月末日）	25.47	27.86	28.93
2015年（2015年1月1日から2015年12月末日）	1.48	3.06	3.92
2016年（2016年1月1日から2016年11月末日）	-1.58	-1.13	-0.65

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末（2016年については11月末日）の受益証券1口当り純資産価格＋当該期間の分配金の合計額

b = 当該暦年の直前の暦年末の受益証券1口当り純資産価格（分配落の額）

2010年の場合、以下の受益証券1口当り当初発行価格

米ドル受益証券 10米ドル

豪ドル受益証券 10豪ドル

N Z ドル受益証券 10N Z ドル

ファンドにはベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

2015年12月1日から2016年11月末日までの期間における販売および買戻しの実績ならびに2016年11月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
米ドル受益証券	1,234,752 (1,234,752)	1,283,674 (1,283,674)	3,575,861 (3,575,861)
豪ドル受益証券	1,578,485 (1,578,485)	545,094 (545,094)	3,441,611 (3,441,611)
N Z ドル受益証券	156,430 (156,430)	93,170 (93,170)	704,084 (704,084)

（注１）事務代行会社の変更に伴い、集計方法が発注日基準から約定日（発注日の翌日）基準に変更されました。

（注２）（ ）の数は、本邦内における販売、買戻しおよび発行済口数です。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

1. ファンドの日本文の中間財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」（平成5年大蔵省令第22号）に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定を適用して、ファンドによって作成された中間財務書類の原文を翻訳したものです。
2. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されていますが、日本文の財務書類には主要な金額についての円換算額を併せて掲記しています。米ドルの円貨換算は、2016年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝112.42円）によります。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。
3. 以下に記載されている中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

純資産計算書

2016年10月31日現在

(米ドルで表示)

	注記	(米ドル)	(千円)
資産の部			
投資有価証券—時価 (取得価額 : 92,563,645米ドル)	2	89,908,888	10,107,557
銀行預金		2,213,785	248,874
先渡為替契約未実現利益	14	922,357	103,691
未収収益		123,050	13,833
前払費用		47,532	5,344
設立費用	2	36,756	4,132
ブローカーに係る未収金		1,093,952	122,982
受益証券発行未収金		104,870	11,789
資産合計		94,451,190	10,618,203
負債の部			
当座借越		3	0
受益証券買戻未払金		409,194	46,002
ブローカーに係る未払金		1,235,457	138,890
未払費用	10	562,715	63,260
未払利息		8	1
負債合計		2,207,377	248,153
純資産		92,243,813	10,370,049

以下のとおり、受益証券により表章される。

	1 口当り純資産価格	発行済受益証券数	純資産
豪ドル受益証券 (豪ドル)	12.72	3,491,531	44,423,836
N Z ドル受益証券 (N Z ドル)	13.46	717,234	9,655,866
米ドル受益証券 (米ドル)	13.62	3,784,551	51,536,803

添付の注記は当財務書類の一部である。

発行済受益証券数の変動表
2016年10月31日に終了した期間

豪ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	3,014,882
発行受益証券数	778,588
買戻受益証券数	(301,939)
期末現在発行済受益証券数	3,491,531

N Z ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	670,804
発行受益証券数	99,960
買戻受益証券数	(53,530)
期末現在発行済受益証券数	717,234

米ドル受益証券

期首現在発行済受益証券数	3,991,733
発行受益証券数	533,810
買戻受益証券数	(740,992)
期末現在発行済受益証券数	3,784,551

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

財務書類に対する注記

2016年10月31日現在

注 1 - 組織

トラスト

ノムラ・マスター・セレクト（「トラスト」）は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「前受託会社」）とグローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「管理会社」）との間で締結された2009年8月7日付マスター信託証書（2015年9月30日付の修正証書および2016年7月26日付（2016年8月11日効力発生）の退任および任命に関する証書（グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（「受託会社」）と前受託会社と管理会社との間で締結。これによりトラストの受託会社として、受託会社が前受託会社の後任となった。）により修正済、さらに2016年8月11日付の修正証書により修正済）（「マスター信託証書」）の条件および条項に基づき、ケイマン諸島の法律のもとで、ケイマン諸島の信託法に基づきオープン・エンド型の追加型投資信託として設立された。

トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改訂済）およびケイマン諸島の一般投資家向け投資信託（日本）規則（改訂済）に基づくミューチュアル・ファンドとして規制され、ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）に登録されている。かかる登録により、CIMAに対する目論見書および監査済年次財務書類の提出義務が生じる。

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改訂済）の規定に従い、適法に設立され、有効に存続し、信託業務を遂行する認可を受けている信託会社であり、管理会社は、ルクセンブルグの会社である。

受託会社および管理会社は、信託証書の条項に従い、トラストの資産および運営業務に関するすべての権限および責任を有する。

ファンド

資産や負債が個別に帰属する1つまたは複数のポートフォリオであるシリーズ（「シリーズ・トラスト」）が設定される場合がある。シリーズ・トラストにつき1つまたは複数のクラスの受益証券が発行される場合がある。

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド（「ファンド」）は、マスター信託証書および前受託会社と管理会社との間で締結された2010年3月19日付追補証書（マスター信託証書と合わせて「信託証書」）に従い構成されるシリーズ・トラストである。

ファンドは、現在、豪ドル受益証券（豪ドル建て）、NZドル受益証券（NZドル建て）および米ドル受益証券（米ドル建て）の3つのクラスの受益証券を発行している。

ファンドは、2020年4月30日（「強制買戻日」）に償還する予定である。ファンドは、純資産総額が1,000万ユーロ（またはその米ドル相当額）を下回った場合、早期に償還することがある。ファンドは信託証書に記載されたその他の状況において、早期に償還（または延期）される場合がある。

ファンドの投資目的は、主に不動産投資信託証券（REIT等）で構成され、積極的に運用されるポートフォリオの投資成果を、異なる通貨（豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券につき、それぞれ豪ドル、NZドルおよび米ドル）で追求することである。投資顧問会社（またはその受任者）は、日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含む。）されているREIT等に投資を行い、同時に一定の為替取引を行うことを通じて、その投資目的の達成を目指す。

受益者には、トラストおよびファンドのいずれもルクセンブルグ籍のファンドではなく、いずれもルクセンブルグの法律に服さず、いかなるルクセンブルグの監督機関の監督下にもない旨留意されたい。

注 2 - 重要な会計方針

財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従い作成されており、以下の重要な会計方針を含む。

有価証券への投資

- (a) 証券取引所で取引される証券は、評価時点で入手可能な直近の価格または管理会社（もしくはその受任者）の裁量により公正な市場価格を反映していると判断する価格で評価される。
- (b) 証券取引所で取引されていない証券については、その他の規制市場で取引されている場合には、上記(a)に記載される方法と近似する方法で評価される。ただし、より公正な価格を反映する評価の方法が他にあると管理会社（またはその受任者）が決定した場合（例えば、キャッシュ・ファンドの場合には、譲渡性のある短期証券の評価法として適切な償却原価法）、当該評価の方法が用いられる。

- (c) 規制対象証券は、管理会社（またはその受任者）が決定する公正価値で評価される。その決定で考慮される要因は、次のとおりである。（ ）当該証券の処分に対して課される制限の性質および存続期間、（ ）比較可能な証券の市場性の程度、（ ）予測されるキャッシュ・フローおよびかかるキャッシュ・フローの市場基準割引額の分析、（ ）制限のない比較可能な証券の市場価格と比較した際の当該制限付証券の取得時における市場価格の、流動性不足または制限による当初割引額（もしあれば）。
- (d) 主に専門取引業者および機関投資家向け市場で取引される投資対象、証券その他の資産については、それぞれの市場における評価時点の直近で入手可能な価格を参照して評価される。
- (e) その他すべての資産は、管理会社（またはその受任者）が決定する想定される売り値で評価される。

投資取引および投資収益

投資取引は、取引日に会計処理される。受取利息は、発生主義により認識される。配当金は、配当落ち日に計上される。証券取引に係る実現損益は、売却された証券の平均取得価額に基づいて算定される。

外貨換算

ファンドは、その会計帳簿を米ドルで記帳し、その財務書類は米ドルで表示される。米ドル以外の通貨建ての資産および負債は、期末日の適用為替レートで米ドルに換算される。米ドル以外の通貨建ての収益および費用は、取引日の適正な為替レートで米ドルに換算される。

米ドル以外の通貨建てで行われた投資有価証券取引は、取引日の適用為替レートで米ドルに換算される。

ファンドは、外国為替レートの変動により生じた投資対象の運用成果と、保有有価証券の時価の変動により生じた変動分を分離計上しない。かかる変動分は、投資による実現および未実現純損益に含まれる。

2016年10月31日現在の為替レートは以下のとおりである。

- 1 米ドル = 1.31423豪ドル
- 1 米ドル = 1.33870カナダドル
- 1 米ドル = 0.98920スイスフラン
- 1 米ドル = 0.91308ユーロ
- 1 米ドル = 0.82115英ポンド
- 1 米ドル = 7.75520香港ドル
- 1 米ドル = 104.95009円
- 1 米ドル = 4.19600マレーシアリンギット
- 1 米ドル = 8.25700ノルウェー・クローネ
- 1 米ドル = 1.39841NZドル
- 1 米ドル = 9.00750スウェーデン・クローナ
- 1 米ドル = 1.39270シンガポールドル
- 1 米ドル = 13.73252南アフリカ・ランド

ヘッジ

投資顧問会社は、豪ドル受益証券およびNZドル受益証券に関し、一定の為替取引を行う。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券の各々の買付申込代金を米ドルに転換し、これらの資産を米ドル受益証券の資産と合わせて1つのプール（「共通ポートフォリオ」）において運用する。この共通ポートフォリオは、各クラスの受益証券の純資産総額に基づき、豪ドル受益証券、NZドル受益証券、米ドル受益証券の3つに分けられる。豪ドル受益証券およびNZドル受益証券については、以下のように、米ドルを売り下記通貨を買う為替取引（「為替取引」）を行う。

- (a) 豪ドル受益証券：通常の場合において、豪ドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しい豪ドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。
- (b) NZドル受益証券：通常の場合において、NZドル受益証券に帰属する純資産総額（為替取引の未実現損益を除く。）の米ドルのエクスポージャーの約100%に（可能な限り）等しいNZドル金額を米ドル売りの先渡取引で購入する。

各受益証券の純資産総額の全額を完全にヘッジすることは不可能であるが、投資顧問会社は、通常、当該米ドル売りの額の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が90%から110%となるよう調整を行う意向である。共通ポートフォリオの価値の変動または受益証券の買付額もしくは買戻額の水準によっては、純資産総額の米ドルのエクスポ

ジャーに対する比率が90%を下回るまたは110%を超える場合があり、投資顧問会社は、上記取引に関し、当該受益証券の純資産総額の米ドルのエクスポージャーに対する比率が上記の範囲内（通常約100%）となるよう調整を行う意向である。

疑義を避けるために明記すると、米ドル受益証券に関し、ヘッジ目的の為替取引は行われない。

設立費用

設立費用ならびに旧受託会社およびその子会社から、受託会社、事務代行会社および保管会社へのファンドの移管について発生した費用は、LUX GAAPに基づき認められた期間で償却される。

先渡為替契約

先渡為替契約は、満期までの残存期間に関して期末日現在で適用される先渡レートで評価される。先渡為替契約の結果生じる損益は、運用計算書に計上される。純資産計算書において、未実現純利益は資産として計上され、未実現純損失は負債として計上される。

注3 - 受託会社報酬

受託会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額およびファンドのために受託会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注4 - 管理会社報酬

管理会社は、管理会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額およびファンドのために管理会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注5 - 保管会社報酬

保管会社は、保管契約に基づき、その役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.30%以内に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注6 - 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬

投資顧問会社は、投資顧問会社としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

投資顧問会社はまた、投資顧問会社がファンドのために適正に負担した適正な立替実費および経費（ポートフォリオ証券の売買に係る直接費用、利息費用、外部の弁護士および監査人の報酬および費用、公租公課、株券に係る費用ならびにその他受益証券の発行、販売、買付または買戻費用を含むが、これらに限られない。）につき、ファンドの資産から支払を受けることができる。

副投資顧問会社は、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を、投資顧問契約に基づいて投資顧問会社が受領する報酬から、受け取ることができる。

注7 - 事務代行会社報酬

事務代行会社は、管理業務契約に基づき、その役務に対する報酬として、()会計年度ベースで四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.08%（四半期の一部に関しては日割り計算）に相当する額および()ファンドのために事務代行会社が直接負担したすべての立替実費を、ファンドの資産から受け取ることができる。

注8 - 代行協会員および販売会社報酬

代行協会員は、代行協会員としてのその役務を提供するに当たって、会計年度ベースで当該四半期の最終日から60暦日以内に米ドルで四半期毎に後払いで支払われる報酬として、当該四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.10%に相当する額を、ファンドの資産から受け取ることができる。

2016年8月11日（同日を含む。）から2016年10月31日までの期間の代行協会員の報酬は、日割り計算で支払われた。

販売会社は、会計年度ベースで四半期の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.40%に相当する額の報酬を、当該四半期の最終日から60暦日以内に、米ドルで四半期毎に後払いにてファンドの資産から受け取ることができる。

2016年8月11日（同日を含む。）から2016年10月31日までの期間の販売会社の報酬は、日割り計算で支払われた。

注9 - 2016年8月11日より前に適用された報酬

受託会社は、毎月支払われる報酬として、最低年間報酬を10,000米ドルとし、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.01%に相当する額を受け取った。

管理会社は、毎月支払われる報酬として、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.02%に相当する額を受け取った。

保管会社は、毎月支払われる報酬として、最低合計年間報酬を5,000米ドルとし、ファンドが各市場で行う投資の市場価格を参照して計算される額（ただし、年率0.30%を超えないものとする。）を受け取った。

投資顧問会社は、毎月支払われる報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率1.00%に相当する額を受け取った。

副投資顧問会社は、毎月支払われる報酬として、各月の各ファンド営業日現在のファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を受け取った。

事務代行会社は、毎月支払われる報酬として、最低年間報酬を80,000米ドルとし、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年間最大0.08%の額を受け取った。

代行協会員は、毎月支払われる報酬として、当該月の各ファンド営業日におけるファンドの純資産総額の平均値の年率0.50%に相当する額を受け取った。

注10 - 未払費用

	(米ドル)
投資顧問会社および副投資顧問会社報酬	336,323
代行協会員および販売会社報酬	168,010
事務代行会社報酬	17,682
保管会社報酬	8,852
受託会社および管理会社報酬	8,931
立替実費	2,208
専門家報酬	16,410
設立費用	4,299
未払費用	562,715

注11 - 分配

管理会社（またはその受任者）は、投資顧問会社と協議の上、受益者に対し、各受益者の保有する豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の口数に応じてファンドのインカムゲインおよびキャピタルゲインから随時分配を行うことができる。また、管理会社（またはその受任者）は、分配金を合理的な水準に維持する必要があると考える場合には、投資顧問会社と協議の上、ファンドの未実現売買益またはファンドの元本部分からも分配を行うことができる。

管理会社（またはその受任者）は、毎月10日（「分配基準日」）時点の受益者に対し、毎月分配を行う予定である。ただし、当該分配基準日がファンド営業日でない場合、分配は、その直前のファンド営業日時点の受益者に対し行われる予定である。

分配は、当該分配基準日においてその名前が受益者名簿に登録されている者に対して行われる。

2016年10月31日に終了した期間において、ファンドは、総額2,199,946米ドルの分配を支払った。

注12 - 税金

ケイマン諸島の現行法上、ファンドには所得税、遺産税、譲渡税、消費税もしくはその他の税金、またはファンドによる受益者への支払に対してもしくは受益証券の買戻しの際の純資産額の支払に対して適用される源泉徴収税はない。

ファンドは、一定の利息、配当金およびキャピタルゲインに対して外国の源泉徴収税を課せられる場合がある。

注13 - 募集および買戻し

受益証券の発行

豪ドル受益証券、NZドル受益証券および米ドル受益証券は、ルクセンブルグおよびニューヨークにおいて銀行が営業を行っている日（毎年12月24日を除く。）、かつ日本において販売会社が営業を行っている日、または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日（「ファンド営業日」）に、当該ファンド営業日時点における当該クラスの受益証券1口当り純資産価格に、販売会社に支払われる申込手数料を加算して適格投資家に対して発行することができる。受益者および適格投資家の取得申込口数は、豪ドル受益証券は100口以上1口単位、NZドル受益証券は100口以上1口単位、米ドル受益証券は100口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数とする。

受益証券の購入に係る申込書は、当該ファンド営業日の午後5時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに事務代行会社により受領されなければならない。受益証券に係る支払は、保管会社に開設された口座に、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている当該7ファンド営業日目の翌営業日までに受領されなければならない。

受益証券の買戻し

受益証券は、各ファンド営業日に買戻すことができる。

受益者は、受益証券の買戻しを要求する（管理会社（またはその受任者）が随時承認する様式の）通知（「買戻通知」）により、当該買戻通知に記載された受益証券を管理会社（またはその受任者）が買戻すよう請求することができる。提出された買戻通知は、管理会社（またはその受任者）が決定しない限り、取消すことができないものとする。各買戻通知は、豪ドル受益証券1口以上1口単位、NZドル受益証券1口以上1口単位もしくは米ドル受益証券1口以上1口単位、または管理会社（もしくはその受任者）がその裁量により決定するその他の口数で行われる。

買戻通知は原則として、（受託会社および管理会社（またはその受任者）の要求する根拠情報および根拠文書とともに）当該ファンド営業日の午後5時（東京時間）または管理会社（もしくはその受任者）が随時決定するその他の日時までに、事務代行会社がこれを受領するものとする。

受益証券1口当り買戻価格は、当該ファンド営業日における豪ドル受益証券、NZドル受益証券または米ドル受益証券の1口当り純資産価格とする。

受益証券の買戻しに関する送金は、当該クラスの受益証券の通貨建てで電信送金されるものとする。買戻代金は、当該ファンド営業日（当日を含む。）から7ファンド営業日以内、または当該7ファンド営業日目、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っていない場合、豪ドル受益証券についてはメルボルン、NZドル受益証券についてはウェリントンにおいて銀行が営業を行っている当該7ファンド営業日目の翌営業日までに送金される予定である。

注14 - 先渡為替契約

2016年10月31日現在、注記2に記載された特定の通貨に対する各クラスの純資産に追加的なエクスポージャーを提供するために、およびポートフォリオの一部をヘッジするためにファンドが締結している未決済先渡為替契約は、以下のとおりである。

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （米ドル）
豪ドル	131,931	米ドル	99,857	2016年11月9日	505
豪ドル	8,200	米ドル	6,214	2016年11月21日	21
豪ドル	8,203	米ドル	6,214	2016年12月8日	21
豪ドル	6,497	米ドル	4,924	2016年11月9日	18
NZドル	8,669	米ドル	6,183	2016年11月21日	11
NZドル	8,674	米ドル	6,183	2016年12月8日	11
豪ドル	640	米ドル	482	2016年11月9日	5

豪ドル	641	米ドル	482	2016年11月21日	5
N Z ドル	1,369	米ドル	974	2016年11月 9 日	5
N Z ドル	1,370	米ドル	974	2016年11月21日	5
豪ドル	149	米ドル	113	2016年11月21日	0
豪ドル	149	米ドル	113	2016年11月 9 日	0
豪ドル	39	米ドル	29	2016年11月 9 日	0
豪ドル	6	米ドル	4	2016年11月 9 日	0
豪ドル	6	米ドル	4	2016年11月21日	0
N Z ドル	26	米ドル	18	2016年12月 8 日	0
豪ドル	13	米ドル	9	2016年11月21日	0
N Z ドル	26	米ドル	18	2016年11月21日	0
豪ドル	13	米ドル	9	2016年12月 8 日	0
N Z ドル	1	米ドル	0	2016年11月 9 日	0
N Z ドル	1	米ドル	0	2016年11月21日	0
豪ドル	8	米ドル	6	2016年11月21日	0
豪ドル	8	米ドル	6	2016年11月 9 日	0
N Z ドル	5	米ドル	3	2016年11月21日	0
N Z ドル	5	米ドル	3	2016年11月 9 日	0
豪ドル	7	米ドル	5	2016年11月 9 日	0
豪ドル	7	米ドル	5	2016年11月21日	0
N Z ドル	106	米ドル	76	2016年11月 9 日	0
豪ドル	87	米ドル	66	2016年11月 9 日	0
豪ドル	76	米ドル	58	2016年11月 9 日	0
N Z ドル	685	米ドル	492	2016年11月 9 日	(3)
N Z ドル	685	米ドル	492	2016年11月21日	(3)
豪ドル	652	米ドル	500	2016年11月 9 日	(4)
豪ドル	652	米ドル	500	2016年11月21日	(4)
N Z ドル	967	米ドル	696	2016年11月21日	(6)
N Z ドル	966	米ドル	696	2016年11月 9 日	(6)
豪ドル	5,851	米ドル	4,464	2016年11月 9 日	(14)
豪ドル	5,852	米ドル	4,464	2016年11月21日	(14)
豪ドル	4,547	米ドル	3,473	2016年11月 9 日	(15)
豪ドル	4,548	米ドル	3,473	2016年11月21日	(15)
豪ドル	4,079	米ドル	3,121	2016年11月 9 日	(18)

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （米ドル）
豪ドル	5,021	米ドル	3,843	2016年11月 9 日	(24)
豪ドル	5,022	米ドル	3,843	2016年11月21日	(24)
豪ドル	17,429	米ドル	13,347	2016年11月 9 日	(88)
米ドル	3,468,464	N Z ドル	4,866,142	2016年11月 9 日	(10,109)
米ドル	17,826,020	豪ドル	23,535,807	2016年11月 9 日	(78,078)
豪ドル	23,607,913	米ドル	17,875,227	2016年11月21日	77,977
豪ドル	23,551,012	米ドル	17,826,020	2016年12月 8 日	76,003
N Z ドル	5,133,791	米ドル	3,627,799	2016年11月21日	40,410
N Z ドル	4,871,001	米ドル	3,468,464	2016年12月 8 日	9,721
豪ドル	23,634,997	米ドル	17,978,811	2016年11月 9 日	742
米ドル	6,091	N Z ドル	8,375	2016年11月 9 日	104
米ドル	17,369	豪ドル	22,744	2016年11月21日	73
米ドル	17,369	豪ドル	22,737	2016年11月 9 日	73
米ドル	8,433	豪ドル	11,055	2016年11月21日	26
米ドル	8,433	豪ドル	11,052	2016年11月 9 日	26
米ドル	4,161	豪ドル	5,439	2016年11月 9 日	24

米ドル	6,355	豪ドル	8,348	2016年11月21日	6
米ドル	6,355	豪ドル	8,346	2016年11月9日	6
米ドル	43	豪ドル	57	2016年11月9日	0
米ドル	26	豪ドル	35	2016年11月9日	0
米ドル	26	豪ドル	35	2016年11月21日	0
米ドル	5	豪ドル	7	2016年11月21日	0
米ドル	158	豪ドル	208	2016年11月9日	0
米ドル	5	豪ドル	7	2016年11月9日	0
米ドル	17	豪ドル	23	2016年11月21日	0
米ドル	17	豪ドル	23	2016年11月9日	0
米ドル	57	豪ドル	75	2016年11月21日	0
米ドル	3	豪ドル	4	2016年11月21日	0
米ドル	57	豪ドル	75	2016年12月8日	0
米ドル	3	豪ドル	4	2016年11月9日	0
米ドル	42	N Z ドル	60	2016年12月8日	0
米ドル	42	N Z ドル	60	2016年11月21日	0
米ドル	0	N Z ドル	0	2016年11月21日	0
米ドル	0	N Z ドル	0	2016年11月9日	0
米ドル	0	豪ドル	0	2016年11月21日	0
米ドル	0	豪ドル	0	2016年11月9日	0
米ドル	3	豪ドル	5	2016年11月9日	0
米ドル	45,071	豪ドル	59,249	2016年11月9日	(1)
米ドル	848	豪ドル	1,118	2016年11月9日	(2)
米ドル	11,308	豪ドル	14,880	2016年11月21日	(8)
米ドル	11,308	豪ドル	14,876	2016年11月9日	(9)
米ドル	14,270	N Z ドル	20,019	2016年12月8日	(24)
米ドル	14,270	N Z ドル	20,006	2016年11月21日	(25)
米ドル	6,316	豪ドル	8,370	2016年11月9日	(51)
米ドル	16,509	豪ドル	21,796	2016年11月21日	(66)
米ドル	16,509	豪ドル	21,789	2016年11月9日	(67)

買付通貨	買付金額	売付通貨	売付金額	満期日	未実現（損）益 （米ドル）
米ドル	35,944	豪ドル	47,447	2016年12月8日	(123)
米ドル	35,944	豪ドル	47,427	2016年11月21日	(123)
米ドル	15,237	N Z ドル	21,580	2016年11月9日	(189)
米ドル	92,729	豪ドル	122,893	2016年11月9日	(758)
米ドル	177,860	N Z ドル	252,046	2016年11月9日	(2,316)
米ドル	177,860	N Z ドル	252,168	2016年11月21日	(2,320)
米ドル	1,132,049	豪ドル	1,496,313	2016年12月8日	(5,356)
米ドル	1,132,049	豪ドル	1,495,696	2016年11月21日	(5,389)
N Z ドル	5,145,011	米ドル	3,731,306	2016年11月9日	(53,382)
米ドル	5,195,052	英ポンド	3,996,668	2016年11月4日	327,543
米ドル	6,991,621	日本円	707,179,481	2016年11月4日	252,477
米ドル	7,087,102	ユーロ	6,297,010	2016年11月4日	189,505
米ドル	7,716,169	豪ドル	10,088,725	2016年11月4日	40,476
米ドル	1,826,418	カナダドル	2,399,739	2016年11月4日	33,778
米ドル	1,488,311	シンガポール ドル	2,028,967	2016年11月4日	31,414
					922,357

金額は四捨五入されている。1ドル未満の金額は0と表示されている。

[次へ](#)

（２）投資有価証券明細表等

ノムラ・マスター・セレクト - グローバル・リート・ファンド

投資有価証券明細表

2016年10月31日現在

（米ドルで表示）

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合（％）
オーストラリア				
普通株式				
557,327	SCENTRE GROUP	1,692,643	1,785,332	1.94
756,894	VICINITY CENTRES	1,630,643	1,652,890	1.79
182,881	WESTFIELD CORP	1,360,691	1,238,471	1.34
727,787	MIRVAC GROUP	997,996	1,157,385	1.25
61,410	DEXUS PROPERTY GROUP	336,667	417,738	0.45
100,888	GPT GROUP	360,914	357,728	0.39
181,644	VIVA ENERGY REIT	313,035	312,361	0.34
12,333	ASTRO JAPAN PROPERTY GROUP	56,423	63,437	0.07
		6,749,012	6,985,342	7.57
	オーストラリア合計	6,749,012	6,985,342	7.57
オーストリア				
普通株式				
14,991	BUWOG AG	367,320	361,446	0.39
		367,320	361,446	0.39
	オーストリア合計	367,320	361,446	0.39
カナダ				
普通株式				
96,358	CHARTWELL RETIREMENT RESIDENCES	989,382	1,086,880	1.18
39,895	FIRST CAPITAL REALTY INC	640,757	638,642	0.69
		1,630,139	1,725,522	1.87
	カナダ合計	1,630,139	1,725,522	1.87
ケイマン諸島				
普通株式				
11,184	CHINA RESOURCES LAND LTD	37,135	27,891	0.03
		37,135	27,891	0.03
	ケイマン諸島合計	37,135	27,891	0.03
フランス				
普通株式				
6,526	UNIBAIL-RODAMCO SE	1,740,364	1,550,959	1.68
32,302	KLEPIERRE	1,474,997	1,318,330	1.43
6,889	GECINA SA	922,545	1,001,954	1.09
2,990	ICADE SA	233,482	214,424	0.23
		4,371,388	4,085,667	4.43
	フランス合計	4,371,388	4,085,667	4.43

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合（％）
ドイツ				
普通株式				
37,928	ALSTRIA OFFICE REIT AG	513,381	488,288	0.53
15,802	TLG IMMOBILIEN AG	332,130	330,205	0.36
		845,511	818,493	0.89
	ドイツ合計	845,511	818,493	0.89
香港				
普通株式				
165,307	LINK REAL ESTATE INVEST TRUST	1,039,311	1,178,753	1.28
76,000	LANGHAM HOSPITALITY INV -SS	30,355	30,380	0.03
24,000	FORTUNE REIT	24,132	29,090	0.03
		1,093,798	1,238,223	1.34
	香港合計	1,093,798	1,238,223	1.34
アイルランド				
投資信託				
296,768	HIBERNIA REIT PLC	425,658	417,001	0.46
262,712	GREEN REIT PLC	429,808	391,302	0.42
		855,466	808,303	0.88
	アイルランド合計	855,466	808,303	0.88
日本				
普通株式				
219	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,105,526	1,266,631	1.36
150	フロンティア不動産投資法人	668,635	706,050	0.77
429	森トラスト総合リート投資法人	751,742	690,405	0.75
488	森ヒルズリート投資法人	655,228	687,245	0.75
314	日本ロジスティクスファンド投資法人	638,090	682,452	0.74
205	アドバンス・レジデンス投資法人	541,771	573,101	0.62
130	グローバル・ワン不動産投資法人	471,167	490,519	0.53
223	ユナイテッド・アーバン投資法人	364,081	375,881	0.41
73	日本アコモデーションファンド 投資法人	270,624	330,743	0.36
357	インベスコ・オフィス・ジェイリート 投資法人	333,481	288,457	0.31
49	三井不動産ロジスティクスパーク 投資法人	133,038	155,941	0.17
107	積水ハウス・リート投資法人	128,473	144,468	0.16
87	GLP投資法人	103,324	109,009	0.12
		6,165,180	6,500,902	7.05
	日本合計	6,165,180	6,500,902	7.05
オランダ				
普通株式				
13,436	INTERXION HOLDING NV	515,611	500,894	0.54
3,092	WERELDHAVE NV	188,679	138,147	0.15
		704,290	639,041	0.69
	オランダ合計	704,290	639,041	0.69

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合（％）
シンガポール				
投資信託				
388,200	FRASERS LOGISTICS AND INDS	258,274	268,983	0.29
		258,274	268,983	0.29
普通株式				
190,400	SUNTEC REIT	229,325	229,678	0.25
148,600	CAPITALAND MALL TRUST	228,391	220,867	0.24
112,300	ASCENDAS REAL ESTATE INV TST	184,481	191,104	0.21
111,500	MAPLETREE INDUSTRIAL TRUST	130,001	137,704	0.15
165,500	KEPPEL	103,465	129,529	0.14
97,300	CAPITALAND COMMERCIAL TRUST	90,208	110,036	0.12
76,600	OUE COMMERCIAL REAL ESTATE I	39,652	38,226	0.04
58,600	CACHE LOGISTICS TRUST	39,593	34,924	0.04
46,633	CROESUS RETAIL TRUST	26,883	28,796	0.03
		1,071,999	1,120,864	1.22
	シンガポール合計	1,330,273	1,389,847	1.51
スペイン				
普通株式				
16,590	MERLIN PROPERTIES SOCIMI SA	184,289	186,054	0.20
		184,289	186,054	0.20
	スペイン合計	184,289	186,054	0.20
英国				
普通株式				
131,790	BRITISH LAND CO PLC	1,492,066	939,691	1.02
66,810	LAND SECURITIES GROUP PLC	1,126,298	812,799	0.88
114,126	SEGRO PLC	687,834	607,632	0.66
80,196	HAMMERSON PLC	634,006	538,122	0.58
54,278	GREAT PORTLAND ESTATES PLC	615,218	392,633	0.43
184,848	LONDONMETRIC PROPERTY PLC	356,241	335,636	0.36
423,707	ASSURA PLC	325,276	303,402	0.33
37,970	UNITE GROUP PLC	332,385	255,938	0.28
50,199	ST.MODWEN PROPERTIES PLC	317,262	166,769	0.18
		5,886,586	4,352,622	4.72
	英国合計	5,886,586	4,352,622	4.72
米国				
投資信託				
15,549	AGREE REALTY CORP	598,992	741,687	0.80
		598,992	741,687	0.80
普通株式				
29,573	SIMON PROPERTY GRP INC	5,752,311	5,473,372	5.94
63,759	PROLOGIS INC	3,017,738	3,325,033	3.60
48,995	EQUITY RESIDENTIAL	3,625,383	3,013,683	3.27
39,997	VENTAS INC	2,542,756	2,711,798	2.94
12,612	PUBLIC STORAGE	2,900,910	2,675,888	2.90

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合（％）
米国（続き）				
普通株式（続き）				
27,189	VORNADO REALTY TRUST	2,679,279	2,488,609	2.70
11,330	AVALONBAY COMMUNITIES INC	2,011,695	1,928,026	2.09
64,561	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	1,847,655	1,611,443	1.75
60,682	BRIXMOR PROPERTY GROUP INC	1,670,990	1,540,716	1.67
153,961	VEREIT INC	1,538,487	1,445,694	1.57
39,492	HCP INC	1,557,313	1,360,104	1.47
12,321	ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUITY	1,324,201	1,320,565	1.43
13,566	CROWN CASTLE INTL CORP	1,168,672	1,238,711	1.34
12,332	MID AMERICA APARTMENT COMM	1,136,793	1,143,546	1.24
87,847	SUNSTONE HOTEL INVESTORS INC	1,148,675	1,101,601	1.19
91,362	SPIRIT REALTY CAPITAL INC	1,053,390	1,091,776	1.18
29,918	DOUGLAS EMMETT INC	986,402	1,087,669	1.18
40,694	URBAN EDGE PROPERTIES	930,456	1,049,091	1.14
40,460	CUBESMART	1,172,498	1,042,654	1.13
14,349	REGENCY CENTERS CORP	1,093,563	1,030,689	1.12
32,498	HEALTHCARE TRUST OF AME-CL A	908,348	986,964	1.07
46,751	REXFORD INDUSTRIAL REALTY INC	797,529	981,771	1.06
12,946	EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES INC	876,758	972,762	1.05
23,997	LIBERTY PROPERTY TRUST	955,248	962,520	1.04
13,699	WELLTOWER INC	961,427	942,628	1.02
11,498	CAMDEN PROPERTY TRUST	924,518	930,188	1.01
7,666	BOSTON PROPERTIES INC	979,601	922,756	1.00
33,672	STORE CAPITAL CORP	875,703	912,511	0.99
58,438	RETAIL PROPERTIES OF AMERICA A	933,487	906,373	0.98
62,894	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	911,402	873,912	0.95
21,048	DUPONT FABROS TECHNOLOGY	901,365	858,758	0.93
13,044	POST PROPERTIES INC	854,087	857,382	0.93
37,936	SENIOR HOUSING PROPERTY TRUST	815,525	800,450	0.87
84,144	DIAMONDROCK HOSPITALITY CO	880,325	772,442	0.84
28,371	CORPORATE OFFICE PROPERTIES TRUST	796,856	755,803	0.82
26,108	EQUITY ONE INC	708,931	742,512	0.80
30,523	LASALLE HOTEL PROPERTIES	844,842	726,753	0.79
41,003	PARAMOUNT GROUP INC	667,106	636,367	0.69
29,662	PIEDMONT OFFICE REALTY TRUST A	636,443	606,291	0.66
29,431	FOUR CORNERS PROPERTY TRUST	574,467	588,620	0.64
10,313	AMERICAN CAMPUS COMMUNITIES INC	475,759	532,976	0.58
7,193	CORESITE REALTY CORP	556,908	527,678	0.57
25,249	PENNSYLVANIA REAL ESTATE INV TRUST	590,440	493,365	0.53
4,582	DIGITAL REALTY TRUST INC	460,644	424,293	0.46
1,157	EQUINIX INC	423,341	411,742	0.45
12,277	HUDSON PACIFIC PROPERTIES INC	366,181	410,420	0.44
19,788	EMPIRE STATE REALTY TRUST INC	417,633	383,887	0.42
16,009	HOST HOTEL & RESORTS INC	251,664	245,338	0.27
5,226	EDUCATION REALTY TRUST INC	220,807	218,708	0.24
1,435	MACERICH CO	111,438	100,794	0.11
		59,837,950	58,167,632	63.06

数量 ⁽¹⁾	銘柄	取得価額	時価	純資産に 占める 割合（％）
米国（続き）				
受益証券／優先株式				
24,447	WASHINGTON PRIME PFD 7.5% 31/12/49	630,475	626,821	0.67
15,845	RETAIL PROP AM PFD 7% 31/12/49	412,873	410,908	0.45
9,864	VEREIT INC PFD 6.7% 31/12/49	266,261	265,342	0.29
8,600	NATL RETAIL P PFD 6.625% 31/12/49	226,812	220,160	0.24
7,410	CHESAPEAKE LOD PFD 7.75% 31/12/49	194,258	191,030	0.21
6,596	CUBESMART PFD 7.75% 31/12/49	175,637	165,955	0.18
		<u>1,906,316</u>	<u>1,880,216</u>	<u>2.04</u>
	米国合計	<u>62,343,258</u>	<u>60,789,535</u>	<u>65.90</u>
投資有価証券合計		92,563,645	89,908,888	
		(10,406,004,971円)	(10,107,557,189円)	97.47

(1) 数量は、受益証券／株式の数を表している。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（Global Funds Management S.A.）（以下「管理会社」といいます。）の払込済資本金は375,000ユーロ（約4,489万円）で、2016年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社であり、１株25,000ユーロ（約299万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2016年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１ユーロ＝119.70円）によります。

（２）事業の内容及び営業の状況

i) 管理会社の事業の内容及び営業の概況

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年７月12日付ルクセンブルグ法（改訂済）（以下「2013年法」といいます。）の第１条第46項に規定されるオルタナティブ投資ファンド運用会社です。

管理会社の主な目的は、以下のとおりです。

（a）2013年法の第５条第２項および別表Ⅰに基づき、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年６月８日付欧州議会および理事会通達2011／61／EU（以下「AIFMD」といいます。）に規定されるルクセンブルグ国内外で設立されたオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」といいます。）の資産に関する運用業務、管理業務、販売業務およびその他の業務を行うこと

（b）ルクセンブルグで設立され、AIFMDに規定されるAIFとしての適格性を有している契約型投資信託、変動資本を有する投資法人および固定資本を有する投資法人に関して、投資信託の運用に関する2010年12月17日ルクセンブルグ投信法（その後の改正を含みます。）（以下「2010年法」といいます。）の第125(2)条に基づく管理会社の業務を行うこと

管理会社は、（１）顧客毎の一任運用、（２）投資顧問業務、（３）投資信託の株式もしくは受益証券に関する保管および管理事務業務、または（４）2013年法第５条第４項に規定される金融投資商品に関連する注文の受理および送信の業務は提供しません。

また、管理会社は、自らが所在地および管理支援サービスを含む業務を行うAIFの子会社のために、上記の運用業務、管理業務および販売業務を提供することができます。

管理会社は、業務提供の自由または支店の設置により、ルクセンブルグ国外において、認可された活動を行うことができます。

管理会社は、2010年法および2013年法の規定の範囲内で、その目的の達成に直接的もしくは間接的に関連するか、または有益もしくは必要とみなされるあらゆる業務を行うことができます。

管理会社は、2016年11月末日現在、以下の投資信託を管理・運用しており、管理投資信託財産額は約1.5兆円で

（2016年11月末日現在）

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	クラス数	純資産額の合計（通貨別）
ルクセンブルグ	MMF	2	3,795,002,055.12米ドル
		2	2,808,570,665.58豪ドル
		1	124,247,100.15カナダドル
		1	599,297,038.32ニュージーランドドル
		1	55,255,455.99英ポンド
ルクセンブルグ	その他のファンド	21	1,342,046,720.49米ドル
		6	158,132,738.30ユーロ
		13	347,668,414,163円
		9	707,858,392.90豪ドル
		4	49,909,535.46カナダドル
		5	257,901,574.26ニュージーランドドル

		3	16,322,841.21英ポンド
ケイマン諸島	その他のファンド	13	600,905,887.86米ドル
		1	333,173,980.93南アフリカ・ランド
		1	14,589,768.37ユーロ
		21	17,085,482,965円
		5	646,006,204.81豪ドル
		3	188,140,637.37ニュージーランドドル

）管理会社としての役割

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーは、ノムラ・マスター・セレクト（以下「トラスト」といいます。）の管理会社として従事します。管理会社の権利および職務は、随時改訂される信託証書に記載されています。管理会社は、ルクセンブルグ大公国で設立され、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーの完全子会社です。

管理会社は、信託証書に基づき、トラストおよびファンドの一般的な管理運営業務について責任を有します。管理会社は、受益証券の発行をファンドの勘定で行い、ファンドの通常業務を管理する独占的権利を有します。管理会社は、受益者名簿の維持、帳簿の作成、受益証券の販売および買戻しの実行、分配の実施（あった場合）、受益証券1口当たり純資産価格の計算ならびにファンドの資産の投資についても責任を有します（または手配をします。）。

信託証書の条項および適用ある法律の定めに従い、管理会社は、信託証書に基づいて自己に付与された権利、特権、権限、職務、責務および裁量権の全部または一部を、いずれかの者、機関、会社または法人（グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー（以下「受託会社」といいます。）または管理会社の関係者を含みます。）に対して委託することができます。適用ある法律に規定された事項について、管理会社は、受任者または再受任者の行為を監督する必要はなく、また、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により発生した場合でない限り、受任者または再受任者側の作為や不作為に起因する損失につき一切直接の責任を負いません。

管理会社の職務の一部は、投資顧問会社、事務代行会社、販売会社および代行協会員に委託されています。

管理会社は、受託会社の明白な同意を留保したその絶対的な裁量で、将来の債権者との関係または取引において、かかる関係または取引の結果返済期限が到来したまたは到来する予定の債務にかかる債権者に返済するための引当てとなる資産が、ファンドの資産に限定され、受託会社は直接の責任を負わないことを確保します。

管理会社は、（信託証書に基づく管理会社の権利および職務の適切な遂行において）ファンドの管理者として被る可能性のあるあらゆる訴訟行為、手続、費用、請求、損失、経費（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同種の経費を含みます。）または要求に対する補償を目的として、ファンドの現金、その他の財産および資産に対してのみ返還請求を行う権利を有します。ただし、かかる権利は、管理会社自らの現実の詐欺または故意の不履行により、管理会社が被った作為や不作為に起因する訴訟行為、手続、負債、費用、請求、損失、経費または要求には適用されません。管理会社は、ファンドに関連して発生した債務について、他のシリーズ・トラストの現金、その他の財産および資産から補償を受ける権利を有さず、過去または現在の受益者から補償を受ける権利も有しません（かかる受益者と別途書面により合意する場合を除きます。）。

管理会社は、信託証書に定める様々な事項について法的責任を負いません。管理会社は、管理会社が決定する補償およびその他の条項を含む契約を、ファンドを代理して、ファンドのその他のサービス提供者と締結することができます。

管理会社は、受託会社に対する90暦日以上前の書面による通知（または受託会社が同意するそれより短い期間の通知）により、トラストから辞任する、もしくは解任されることがあります。かかる辞任および解任は、後任の管理会社の任命後にのみ効力を生じるものとします。管理会社が書面による辞任通知を行ったとき、または（任意かを問わず）清算手続に入ったとき、かつ当該通知日または管理会社の清算開始日から60暦日以内に管理会社および受託会社のいずれもが受託会社が適当と認める後任の管理会社を選任することができない場合、受託会社は、後任の管理会社を任命するため、速やかに受益者の会議を招集します。受益者はいつでも、管理会社を解任し、後任の管理会社を任命することを決議することができます。

管理会社は辞任または解任の後、ファンドの管理者として行為した期間中において、辞任した管理会社に対して法律により与えられる補償、権限、特権および償還遡及権に加えて、当該期間中に有効であった信託証書により管理会社に付与されたすべての補償の利益を受ける資格を引き続き有するものとします。

（３）その他

本書提出前６ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社およびファンドに重要な影響を及ぼした事実および重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

信託証書の当事者である管理会社は、ルクセンブルグ金融監督委員会の規制下にありますが、ファンドはルクセンブルグ籍ではなく、ルクセンブルグの法律には服しません。ファンドは、ルクセンブルグのいかなる監督官庁からも認可を受けておらず、またいかなるルクセンブルグ当局の監督にも服しません。ルクセンブルグにおけるまたはルクセンブルグからの受益証券の募集販売は、2010年法第100条により禁じられています。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

1. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
2. 管理会社の原文の財務書類は、管理会社の本国における独立監査人であるアーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムの監査を受けております。なお、アーンスト・アンド・ヤング・ソシエテ・アノニムは、公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等です。
3. 日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年11月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝119.70円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2016年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2016年6月10日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2016 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d’entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d’entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d’entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 10, 2016

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

独立監査人の報告書

エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

の株主各位

我々は、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要その他の説明情報から構成される、添付の財務書類について監査を行った。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠した当財務書類の作成および公正な表示、ならびに欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、重大な虚偽記載がない財務書類の作成および表示を行うために取締役会が必要と決定する内部統制に関して責任を負う。

公認監査法人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて当財務書類に対して意見を表明することである。我々は、金融監督委員会がルクセンブルグにおいて採用した国際監査基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理上の要件に従いつつ、財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるか否かに関して我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査には、財務書類中の金額および開示事項について監査証拠を入手するための手続きを実施することが含まれる。選択された手続きは、欺罔もしくは過失の如何にかかわらず、財務書類の重大な虚偽記載のリスク評価を含む、公認監査法人の判断に依っている。それらのリスク評価を行う際に、事業体の内部統制の有効性に関する意見表明の目的ではなく、現状に相応しい監査手続きを計画するために、事業体の財務書類の作成および公正な表示に関する内部統制を公認監査法人は検討する。監査にはまた、全体的な財務書類の表示の評価と同様に、採用された会計方針の妥当性および取締役会によって行われた会計上の見積りの合理性を評価することも含まれる。

我々は、我々が入手した監査証拠が我々の監査意見に関する基礎を提供するに充分かつ適切であると確信する。

意見

我々の意見では、当財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エーの2015年3月31日現在の財政状態および同日に終了した年度の経営成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

アーンスト・アンド・ヤング

ソシエテ・アノニム

公認監査法人

シルヴィ・テスト

2015年6月9日、ルクセンブルグ

Independent Auditor's Report

To the Shareholders of
Global Funds Management S.A.
33, rue de Gasperich-Building A
L-5826 Hesperange

We have audited the accompanying annual accounts of Global Funds Management S.A., which comprise the balance sheet as at March 31, 2015 and the profit and loss account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation and presentation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the “réviseur d’entreprises agréé”

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier”. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the judgment of the “réviseur d’entreprises agréé”, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the “réviseur d’entreprises agréé” considers internal control relevant to the entity’s preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity’s internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of Global Funds Management S.A. as of March 31, 2015, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Ernst & Young
Société Anonyme
Cabinet de révision agréé

Sylvie Testa

Luxembourg, June 9, 2015

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものです。

(1) 資産及び負債の状況

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2016年 3 月31日現在

(ユーロで表示)

	注記	2016年 3 月31日		2015年 3 月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		313,374	37,511	401,155	48,018
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	8,070,010	965,980	8,050,201	963,609
		8,383,384	1,003,491	8,451,356	1,011,627
前払費用		18,750	2,244	18,750	2,244
資産合計		8,402,134	1,005,735	8,470,106	1,013,872
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	44,888	375,000	44,888
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,489	37,500	4,489
その他準備金	4	965,000	115,511	1,130,000	135,261
繰越利益	4	6,054,617	724,738	5,255,936	629,136
当期利益	4	556,554	66,620	633,681	75,852
		7,988,671	956,244	7,432,117	889,624
引当金					
納税引当金	5	215,740	25,824	807,746	96,687
		215,740	25,824	807,746	96,687
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	176,999	21,187	204,352	24,461
税金および社会保障債務					
税金債務		9,513	1,139	9,210	1,102
社会保障債務		11,211	1,342	16,681	1,997
		197,723	23,667	230,243	27,560

負債合計

8,402,134

1,005,735

8,470,106

1,013,872

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2016年3月31日に終了した年度

（ユーロで表示）

	注記	2016年 3 月31日終了年度		2015年 3 月31日終了年度	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	9、10	323,029	38,667	379,754	45,457
人件費					
給与および賃金	8	744,856	89,159	811,587	97,147
給与および賃金にかかる 社会保障費	8	73,619	8,812	71,873	8,603
その他営業費用		25,000	2,993	25,000	2,993
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額	7、10	14,201	1,700	1,916	229
所得税	5	111,467	13,343	110,827	13,266
当期利益		556,554	66,620	633,681	75,852
費用合計		1,848,726	221,293	2,034,638	243,546
収益					
純売上高	1	1,843,927	220,718	2,025,472	242,449
その他利息およびその他金融 収益					
関連事業から派生する金額	7、10	4,799	574	9,166	1,097
収益合計		1,848,726	221,293	2,034,638	243,546

添付の注記は当財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

財務書類に対する注記

2016年3月31日に終了した年度

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、次期事業年度中に支払われるが当期事業年度に関連する費用が含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2016年3月31日および2015年3月31日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越利益

本年度における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2015年3月31日現在残高	37,500	1,130,000	5,255,936
前期の利益	—	—	633,681
資産税準備金の純取崩し	—	(340,000)	340,000
資産税準備金	—	175,000	(175,000)
2016年3月31日現在残高	37,500	965,000	6,054,617

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2015年1月1日より資産税（「NWT」）申告を年次化した2014年11月25日法に従い、ルクセンブルグ直接税務当局は、特別準備金の計上を通じてNWTの引き下げプロセスを修正する通達（「通達」）を2015年11月19日に公表した。ルクセンブルグNWT法第8項に従い、当社は、ある年度に支払うべき資産税につき、その前年に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる資産税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2016年3月31日現在、配当不可能準備金は合計965,000ユーロ（2015年3月31日：1,130,000ユーロ）であり、これは、2010年から2015年までの間に資産税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2015年6月9日に行われた年次総会により、2009年の資産税準備金の全額である340,000ユーロが取り崩され、2015年度の資産税準備金として175,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注6 - 買掛債権

2016年3月31日および2015年3月31日現在、残高は、未払いの監査報酬およびコンサルタント報酬、給与に関する積立金ならびに所在地事務報酬で構成されていた。

注7 - 利息およびその他金融費用または金融収益

	2016年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	(8,987)	9,166
短期預金契約に係る受取 / (支払) 利息	4,799	—
当座預金口座に係る受取 / (支払) 利息	(5,214)	(1,916)
	(9,402)	7,250

注8 - スタッフ

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した年度において、当社は6名を雇用していた。

注9 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2016年3月31日 終了年度 (ユーロ)	2015年3月31日 終了年度 (ユーロ)
所在地事務報酬	117,000	119,250
コンサルタント報酬	—	45,224
海外規制費用	95,695	104,173
その他費用	110,334	111,107
	<u>323,029</u>	<u>379,754</u>

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年2月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2016年3月31日および2015年3月31日に終了した事業年度につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

注11 - 運用資産

運用資産のうち、当社が受益者として所有してはいないが、投資運用の責任を有するものについては、貸借対照表から除外されている。当該資産は、2016年3月31日現在、約12,536百万ユーロである（2015年：16,039百万ユーロ）。

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Balance Sheet at March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	March 31, 2016	March 31, 2015
ASSETS			
CURRENT ASSETS			
Debtors			
Trade receivables			
becoming due and payable within one year		313,374	401,155
Cash at bank, cash in postal cheque accounts, cheques			
and cash in hand	10	8,070,010	8,050,201
		<u>8,383,384</u>	<u>8,451,356</u>
PREPAYMENTS		<u>18,750</u>	<u>18,750</u>
TOTAL (ASSETS)		<u><u>8,402,134</u></u>	<u><u>8,470,106</u></u>
LIABILITIES			
CAPITAL AND RESERVES			
Subscribed capital	3	375,000	375,000
Reserves			
Legal reserve	4	37,500	37,500
Other reserves	4	965,000	1,130,000
Profit brought forward	4	6,054,617	5,255,936
Profit for the financial year	4	556,554	633,681
		<u>7,988,671</u>	<u>7,432,117</u>
PROVISIONS			
Provisions for taxation	5	215,740	807,746
		<u>215,740</u>	<u>807,746</u>
NON SUBORDINATED DEBTS			
Trade creditors			
becoming due and payable within one year	6	176,999	204,352
Tax and social security debts			
Tax debts		9,513	9,210
Social security debts		11,211	16,681
		<u>197,723</u>	<u>230,243</u>
TOTAL (LIABILITIES)		<u><u>8,402,134</u></u>	<u><u>8,470,106</u></u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Profit and Loss Account
for the year ended March 31, 2016
(expressed in Euro)

	Note(s)	<i>Year ended March 31, 2016</i>	<i>Year ended March 31, 2015</i>
CHARGES			
Other external charges	9, 10	323,029	379,754
Staff costs			
Salaries and wages	8	744,856	811,587
Social security on salaries and wages	8	73,619	71,873
Other operating charges		25,000	25,000
Interest and other financial charges concerning affiliated undertakings	7, 10	14,201	1,916
Income tax	5	111,467	110,827
Profit for the financial year		556,554	633,681
TOTAL CHARGES		<u>1,848,726</u>	<u>2,034,638</u>
INCOME			
Net turnover	1	1,843,927	2,025,472
Other interest and other financial income derived from affiliated undertakings	7, 10	4,799	9,166
TOTAL INCOME		<u>1,848,726</u>	<u>2,034,638</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

GLOBAL FUNDS MANAGEMENT S.A.
Notes to the Annual Accounts
for the year ended March 31, 2016

Note 1 – General

Global Funds Management S.A. (the “Company”) was incorporated on July 8, 1991 in Luxembourg as a “Société Anonyme” governed by Luxembourg laws and holds the following trade register identification : Luxembourg B 37 359.

The Company's registered address is at Building A – 33, rue de Gasperich, L-5826 Hesperange, Grand Duchy of Luxembourg.

The principal activity of the Company is the creation, administration and management of investment funds for which it receives management fees disclosed in the Profit and Loss account as “Net turnover”.

The Company has been granted with Alternative Investment Fund Manager (AIFM) licence with effect on February 14, 2014.

The Company is included in the consolidated accounts of Nomura Holdings Inc., forming the largest body of undertakings of which the Company forms a part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Holdings Inc. is located in Tokyo and the consolidated financial statements are available at 1-9-1 Nihonbashi, Chuo-Ku, Tokyo 103-8645, Japan.

In addition, the Company is included in the consolidated accounts of Nomura Europe Holdings Plc, forming the smallest body of undertakings included in the body of undertakings referred to in the above-mentioned paragraph of which the Company forms part as a subsidiary undertaking. The registered office of Nomura Europe Holdings Plc is located in London and the consolidated accounts are available at 1 Angel Lane, London, EC4R 3AB, UK.

Note 2 – Summary of significant accounting policies

The annual accounts of the Company are prepared in accordance with Luxembourg laws and regulatory requirements and according to generally accepted accounting principles applicable in Luxembourg.

The significant accounting policies applied by the Board of Directors are summarised as follows:

Foreign currency translation

The Company maintains its accounts in Euro (“EUR”) and the annual accounts are expressed in this currency.

All transactions expressed in currencies other than the EUR are translated into EUR at exchange rates prevailing at the transaction date.

Cash at bank is translated at the exchange rates effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account of the year.

Other assets and liabilities are translated separately at the lower or at the higher, respectively, of the value converted at the historical exchange rates or at their value determined at the exchange rates prevailing at the balance sheet date.

Realised exchange gains and losses and unrealised exchange losses are accounted for in the profit and loss account.

Net turnover

Net turnover represents management fees earned from funds under management. Net turnover is recorded on an accrual basis.

Trade debtors

Trade debtors are recorded at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

Provisions

Provisions are intended to cover loss on debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

Non subordinated debts

This liability item includes expenses to be paid during the subsequent financial year but related to the current financial year.

Dividend and interest income

Dividends are recorded on the ex-dividend date. Interest income is recorded on an accruals basis.

Note 3 – Subscribed capital

As at March 31, 2016 and 2015, the issued and fully paid capital of the Company is represented by 15 registered shares of a par value of EUR 25,000 each. The Company has not purchased its own shares.

Note 4 – Reserves and Profit brought forward

The movements for the year are as follows:

	Legal reserve	Other reserves	Profit brought forward
	EUR	EUR	EUR
Balance as at March 31, 2015	37,500	1,130,000	5,255,936
Previous year 's profit	---	---	633,681
Net release of net worth tax reserve	---	(340,000)	340,000
Net worth tax reserve	---	175,000	(175,000)
Balance as at March 31, 2016	37,500	965,000	6,054,617

Legal reserve

In accordance with Luxembourg legal requirements, at least 5% of the annual net profit is to be transferred to legal reserve from which distribution is restricted. This requirement is satisfied when the reserve reaches 10% of the issued share capital.

Other reserves

Following the 25 November 2014 law, which annualized the net wealth tax (“NWT”) reporting as from 1 January 2015, the Luxembourg direct tax authorities issued on 19 November 2015 a circular (the “Circular”) modifying the NWT reduction process through the booking of a special reserve. In accordance with the paragraph 8 the Luxembourg NWT law, the Company is entitled to reduce the net worth tax due for the year by an amount which cannot exceed the corporate income tax due of the preceding year.

In order to avail of the above, the Company must set up a restricted reserve equal to five times the amount of the net worth tax credited. This reserve has to be maintained for a period of five years following the year in which it was created. In case of distribution of the restricted reserve, the tax credit falls due during the year in which it was distributed. The Company has decided to maintain this restricted reserve under “Other reserves”.

As at March 31, 2016, the non-distributable reserve amounted EUR 965,000 representing five times the net worth tax credited for the years from 2010 to 2015 (31 March 2015: EUR 1,130,000).

As per Annual General Meeting held on June 9, 2015, the 2009 net worth tax reserve was fully released by an amount of EUR 340,000 while a net worth tax reserve of EUR 175,000 was constituted for 2015.

Note 5 – Taxes

The Company is responsible for the management of several investment funds. Consequently the Company is subject to taxes on income and capital gains according to Luxembourg corporate tax legislation. The provision for taxation corresponds to the tax liability estimated by the Company for the financial periods for which no final tax assessment has been received from the Luxembourg tax authorities, net of advances made by the Company to the tax authorities.

Note 6 – Trade creditors

As at March 31, 2016 and 2015, the balances were constituted of audit and consultancy fees, salary related contributions and domiciliation fees payable.

Note 7 – Interest and other financial charges or income

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2016</i> <i>EUR</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i> <i>EUR</i>
Net realised gain/(loss) on derivative instruments and foreign currencies contracts	(8,987)	9,166
Interest income/(charges) on short term deposit contracts	4,799	---
Interest income/(charges) on current accounts	(5,214)	(1,916)
	<u>(9,402)</u>	<u>7,250</u>

Note 8 – Staff

For the years ended March 31, 2015 and March 31, 2016, the Company has employed 6 persons.

Note 9 – Other external charges

Other external charges comprises:

	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2016</i> <i>EUR</i>	<i>Year ended</i> <i>March 31, 2015</i> <i>EUR</i>
Domiciliation fees	117,000	119,250
Consultancy fees	---	45,224
Overseas regulation fees	95,695	104,173
Other charges	110,334	111,107
	<u>323,029</u>	<u>379,754</u>

Note 10 – Related parties

The Company is controlled by Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (incorporated in Luxembourg) which owns 100% of the ordinary shares. The ultimate parent of the Company is Nomura Holdings Inc. and is located in Tokyo.

A number of banking transactions are entered into with the related parties in the normal course of business. These include current accounts, short term deposits and foreign exchange currency transactions.

Current accounts yielded negative interest for the years ended March 31, 2016 and March 31, 2015. The interest rates applied derived from the short term deposit rates available on the market minus the same spread applicable to non related parties' clients.

On February 14, 2014, Nomura Bank (Luxembourg) S.A. (the "Bank") and the Company have signed a Service Level agreement whereas the Company appointed the Bank to provide certain services to conduct its business under its

operating model. The annual amount of EUR 100,000 excluding VAT to be invoiced prorata temporis by the Bank for the years ended March 31, 2016 and 2015 is recorded in the caption Other external charges in the profit and loss account.

Note 11 – Assets under management

Assets under management which are not beneficially owned by the Company but for which the Company has investment management responsibility have been excluded from the balance sheet. Such assets amount to approximately EUR 12,536 million as at March 31, 2016 (2015: EUR 16,039 million).

中間財務書類

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法第1条の3第7項に規定される外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c．日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年11月30日における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝119.70円）が使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

貸借対照表

2016年9月30日現在

（ユーロで表示）

	注記	2016年 9 月30日		2015年 9 月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
資産					
流動資産					
債権					
売上債権					
1 年以内期限到来		4,305,953	515,423	348,077	41,665
銀行預金、郵便振替預金、 小切手および手元現金	10	4,381,455	524,460	8,513,112	1,019,020
		8,687,408	1,039,883	8,861,189	1,060,684
前払費用		25,625	3,067	6,250	748
資産合計		8,713,033	1,042,950	8,867,439	1,061,432
負債					
資本金および準備金					
払込済資本金	3	375,000	44,888	375,000	44,888
準備金					
法定準備金	4	37,500	4,489	37,500	4,489
その他準備金	4	615,000	73,616	965,000	115,511
繰越利益	4	6,961,171	833,252	6,054,617	724,738
当期利益		227,863	27,275	321,763	38,515
		8,216,534	983,519	7,753,880	928,139
引当金					
納税引当金	5	290,169	34,733	894,682	107,093
		290,169	34,733	894,682	107,093
非劣後債務					
買掛債権					
1 年以内期限到来	6	180,546	21,611	186,903	22,372
税金および社会保障債務					
税金債務		8,669	1,038	9,512	1,139
社会保障債務		17,115	2,049	22,462	2,689
		206,330	24,698	218,877	26,200

負債合計	8,713,033	1,042,950	8,867,439	1,061,432
	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

損益計算書

2016年9月30日に終了した期間

（ユーロで表示）

	注記	2016年 9 月30日に 終了した期間		2015年 9 月30日に 終了した期間	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
費用					
その他対外費用	9、10	114,556	13,712	139,241	16,667
人件費					
給与および賃金	8	382,818	45,823	374,239	44,796
給与および賃金にかかる 社会保障費	8	36,371	4,354	28,810	3,449
その他営業費用		12,500	1,496	12,500	1,496
利息およびその他金融費用					
関連事業に関する金額	7、10	6,339	759	12,663	1,516
所得税	5	74,697	8,941	86,936	10,406
当期利益		227,863	27,275	321,763	38,515
費用合計		855,144	102,361	976,152	116,845
収益					
純売上高	1	853,145	102,121	976,152	116,845
金融流動資産からの収益	7	1,999	239	—	—
収益合計		855,144	102,361	976,152	116,845

添付の注記は当中間財務書類の一部である。

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー

中間財務書類に対する注記

2016年9月30日に終了した期間

注1 - 一般事項

グローバル・ファンズ・マネジメント・エス・エー（「当社」）は、ルクセンブルグ法に準拠する株式会社（“ Société Anonyme ”）としてルクセンブルグにおいて1991年7月8日に設立され、「ルクセンブルグ B 37 359」の商業登記番号を有している。

当社の登録上の所在地は、ルクセンブルグ大公国 エスペランジュ ガスペリッシュ通り33番 A棟である。

当社の主要事業は、投資信託の設定、管理および運用であり、それによって、「純売上高」として損益計算書に開示されている管理報酬を受領する。

当社は、オルタナティブ投資ファンド運用会社としての認可（2014年2月14日効力発生）を得ている。

当社は、当社が子会社としてその一部を形成する最大の組織である野村ホールディングス株式会社の連結財務書類に含まれている。野村ホールディングス株式会社の登記上の事務所は東京に所在しており、その連結財務書類は、〒103-8645 日本国東京都中央区日本橋一丁目9番1号において入手可能である。

さらに、当社は、上記で言及した組織中、最小の組織であるノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの連結財務書類にも含まれ、子会社としてその一部を形成している。ノムラ・ヨーロッパ・ホールディングス・ピーエルシーの登記上の事務所はロンドンに所在しており、その連結財務書類は、イギリスEC4R 3ABロンドン、エンジェル・レーン1において入手可能である。

注2 - 重要な会計方針の概要

当社の中間財務書類は、ルクセンブルグの法律および規制要件ならびにルクセンブルグにおいて適用される一般会計原則に準拠して作成されている。

取締役会により適用された重要な会計方針の要約は以下のとおりである。

外貨換算

当社は、その会計帳簿をユーロで記帳しており、中間財務書類は当該通貨で表示されている。

ユーロ以外の通貨で表示される取引はすべて、取引日における為替レートによりユーロに換算される。

銀行預金は、貸借対照表日現在において有効な為替レートにより換算される。為替差損益は、当期の損益計算書に計上されている。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートにより換算された額または貸借対照表日における為替レートにより決定された額のうち、資産については低価な方、負債については高価な方を用いて個別に換算される。

実現為替差損益および未実現為替差損は、損益計算書に計上される。

純売上高

純売上高とは、運用中の投資信託から受領する管理報酬ならびに他の事業体から受領するリスク監視、報告および監督報酬を意味する。純売上高は、発生主義に基づいて計上される。

債権

債権は、額面金額にて計上される。債権は、回収の可能性が低くなった場合には評価調整の対象となる。評価調整は、当該評価調整を行うこととなった事由が適用されなくなった場合には継続されない。

引当金

引当金は、債務の性質が明確なもので、かつ貸借対照表日時点で発生することが確実またはその可能性が高いが、その金額または発生日が不確定な債務の損失を補填するために設定されている。

非劣後債務

当該負債科目には、当会計期間に関連する費用で、次期会計期間に支払われるものが含まれている。

受取配当金および受取利息

配当金は、配当落ち日に計上される。受取利息は、発生主義に基づいて計上される。

注3 - 払込済資本金

2016年9月30日および2015年9月30日現在の当社の発行済かつ全額払込済の資本金は、1株当たり額面25,000ユーロの記名株式15株により表章される。当社は、自己株式を取得していない。

注4 - 準備金および繰越利益

当期における増減は、以下のとおりである。

	法定準備金 (ユーロ)	その他準備金 (ユーロ)	繰越利益 (ユーロ)
2016年 3月31日現在残高	37,500	965,000	6,054,617
前期の利益	—	—	556,554
富裕税準備金の純取崩し	—	(365,000)	365,000
富裕税準備金	—	15,000	(15,000)
2016年 9月30日現在残高	37,500	615,000	6,961,171

法定準備金

ルクセンブルグの法定要件に準拠して、年間純利益の少なくとも5%を配当が制限される法定準備金として積み立てなければならない。この要件は、準備金が発行済株式資本の10%に達した時に充足されたものとみなされる。

その他準備金

2015年1月1日より富裕税（「NWT」）申告を年次化した2014年11月25日法に従い、ルクセンブルグ直接税務当局は、特別準備金の計上を通じてNWTの引き下げプロセスを修正する通達を2015年11月19日に公表した。ルクセンブルグNWT法第8項に従い、当社は、ある年度に支払うべき富裕税につき、その前年に支払うべき法人所得税の金額を上限とした減税を受ける権利を有している。

上記の適用を受けるために、当社は、控除の対象となる富裕税額の5倍の金額に相当する制限準備金を積立てなければならない。この準備金は、設定された年の翌年から5年間維持されなければならない。制限準備金を配当の対象とする場合、税金控除は、かかる配当が行われた年に廃止される。当社は、この制限準備金を「その他準備金」として計上することを決定した。

2016年3月31日現在、配当不可能準備金は合計965,000ユーロであり、これは、2010年から2015年までの間に富裕税積立金として計上された額の5倍に相当する。

2016年6月14日に行われた年次総会により、2010年の富裕税準備金の全額である365,000ユーロが取り崩された。2015年3月31日に終了した年度の富裕税準備金は15,000ユーロに減少し、2016年3月31日に終了した年度においては富裕税準備金として175,000ユーロが計上された。

注5 - 税金

当社は、複数の投資信託の管理運用に責任がある。従って、当社は、ルクセンブルグの法人税法に従って所得税およびキャピタル・ゲイン税を課されている。納税引当金は、ルクセンブルグの税務当局から最終査定税額の通知を受けていない会計期間について、当社が見積もった納税額（当社が税務当局に対して支払った前払金控除後）に相当する。

注6 - 買掛債権

2016年9月30日および2015年9月30日現在、残高は、未払いの監査報酬、コンサルタント報酬、給与に関する積立金および所在地事務報酬で構成されていた。

注 7 - 利息およびその他金融費用または金融収益

	2016年 9 月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2015年 9 月30日 に終了した期間 (ユーロ)
派生商品および為替契約に係る実現純利益 / (損失)	(2,826)	(10,963)
短期預金契約に係る受取 / (支払) 利息	—	2,177
当座預金口座に係る受取 / (支払) 利息	(3,513)	(3,877)
金融流動資産に係る実現純利益 / (損失)	1,999	—
	<u>(4,340)</u>	<u>(12,663)</u>

注 8 - スタッフ

2016年 9 月30日および2015年 9 月30日に終了した期間において、当社は 6 名を雇用していた。

注 9 - その他対外費用

その他対外費用は、以下のとおり構成されている。

	2016年 9 月30日 に終了した期間 (ユーロ)	2015年 9 月30日 に終了した期間 (ユーロ)
所在地事務報酬	58,500	58,500
海外規制費用	22,478	42,473
その他費用	33,578	38,268
	<u>114,556</u>	<u>139,241</u>

注10 - 関連会社

当社は、普通株式の100%を所有する（ルクセンブルグにおいて設立された）ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エーによって経営支配されている。当社の最終的親会社は、東京に所在する野村ホールディングス株式会社である。

銀行業取引の多くが、通常の事業の一環として関連会社との間で行われている。これには、当座預金口座、短期預金および為替取引が含まれる。

2016年 9 月30日および2015年 9 月30日に終了した期間の当座預金口座の利息は、マイナスであった。適用された金利は、市場で入手できる短期預金金利から非関連会社の顧客に適用されるものと同じスプレッドを差し引いた後の利率である。

2014年 2 月14日付で当社は、ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（「銀行」）との間で、当社の事業モデルに基づき事業を行うために銀行が特定のサービスを提供する内容のサービス品質保証契約を締結した。2016年 9 月30日および2015年 9 月30日に終了した期間につき、年額100,000ユーロ（付加価値税を除く。）が銀行により期間比例原則に則って請求され、損益計算書において「その他対外費用」の項目に計上されている。

（２）損益の状況

管理会社の損益の状況については、「５ 管理会社の経理の概況 （１）資産及び負債の状況」の項目に記載した管理会社の損益計算書をご参照下さい。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

別段の記載がない限り、訂正箇所を下線で示します。

第一部 証券情報

(3) 発行（売出）価額の総額

< 訂正前 >

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約7,751億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約7,457億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆318億円）を上限とします。

（後略）

< 訂正後 >

豪ドル受益証券 100億豪ドル（約8,414億円）を上限とします。

NZドル受益証券 100億NZドル（約8,025億円）を上限とします。

米ドル受益証券 100億米ドル（約1兆1,242億円）を上限とします。

（後略）

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

< 訂正前 >

（前略）

（ ）資本金の額（2016年8月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,311万円）で、2016年8月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約287万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2016年8月31日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝114.95円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

< 訂正後 >

（前略）

（ ）資本金の額（2016年11月末日現在）

払込済資本金は、375,000ユーロ（約4,489万円）で、2016年11月末日現在全額払込済です。ノムラ・バンク（ルクセンブルグ）エス・エー（Nomura Bank (Luxembourg) S.A.）の完全子会社であり、1株25,000ユーロ（約299万円）の記名式株式15株を発行済です。

（注）ユーロの円貨換算は、2016年11月30日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝119.70円）によります。以下、ユーロの金額表示は別途明記されない限りすべてこれによります。

（後略）

3 投資リスク

参考情報

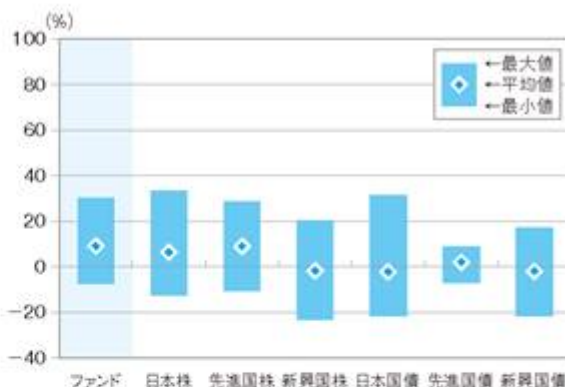
本項を以下のとおり更新します。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

米ドル受益証券



ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	米ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	30.47	33.59	28.72	20.40	31.39	8.99	17.06
最小値(%)	-7.38	-12.50	-10.57	-23.13	-21.58	-6.92	-21.54
平均値(%)	9.21	6.45	9.07	-1.68	-2.13	2.11	-1.82

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年12月から2016年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)（配当込）

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数（配当込）（米ドルベース）

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込）（米ドルベース）

日本国債…シティ日本国債インデックス（米ドルベース）

先進国債…シティ世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし）（米ドルベース）

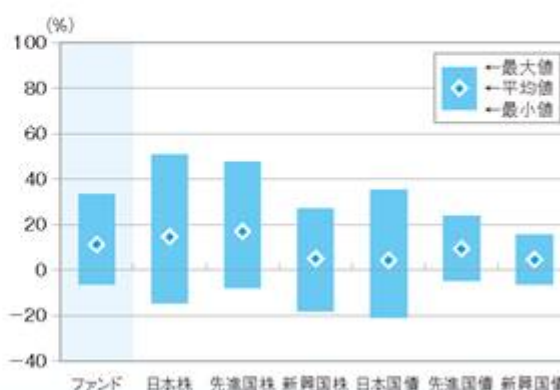
新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（米ドルベース）

※日本株の指数は、各月末時点の為替レートにより米ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

豪ドル受益証券



	豪ドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	33.53	50.98	47.81	27.06	35.59	23.78	15.56
最小値(%)	-6.17	-14.35	-7.66	-18.19	-20.66	-4.64	-6.32
平均値(%)	11.38	14.72	17.08	5.14	4.43	9.40	4.67

※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年12月から2016年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(豪ドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(豪ドルベース)

日本国債…シティ日本国債インデックス(豪ドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)(豪ドルベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド

※日本株および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートにより豪ドル換算しています。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資純資産価格の推移

NZドル受益証券



※純資産価格は1口当りの値です。

※分配金再投資純資産価格および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格および実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

<各資産クラスの指数>

日本株…東証株価指数(TOPIX)(配当込)

先進国株…MSCI-KOKUSAI指数(配当込)(NZドルベース)

新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込)(NZドルベース)

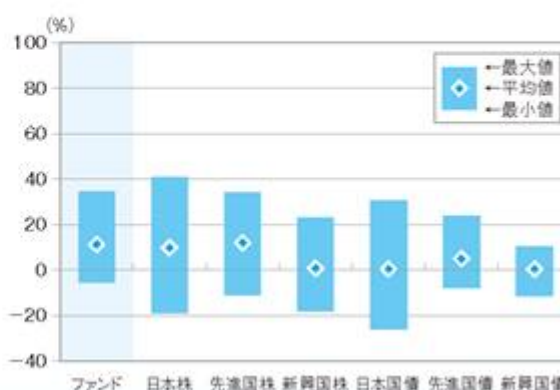
日本国債…シティ日本国債インデックス(NZドルベース)

先進国債…シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド

※日本株、先進国債および新興国債の指数は、各月末時点の為替レートによりNZドル換算しています。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	NZドル 受益証券	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	34.84	41.00	34.42	23.28	30.81	24.03	10.53
最小値(%)	-5.32	-18.83	-11.02	-18.06	-26.10	-7.88	-11.33
平均値(%)	11.38	9.92	12.15	0.85	0.61	5.09	0.58

※上記はファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2011年12月から2016年11月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであり、実際の純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2016年10月31日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。本書の日付現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

<訂正後>

（前略）

（Ａ）日本

（中略）

上記記載は2017年1月31日現在のものです。将来における税務当局の判断により、または、税制等の変更により、上記の取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（Ｂ）ケイマン諸島

（中略）

現行法上、ケイマン諸島において、トラストの受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課せられません。2017年1月31日現在、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

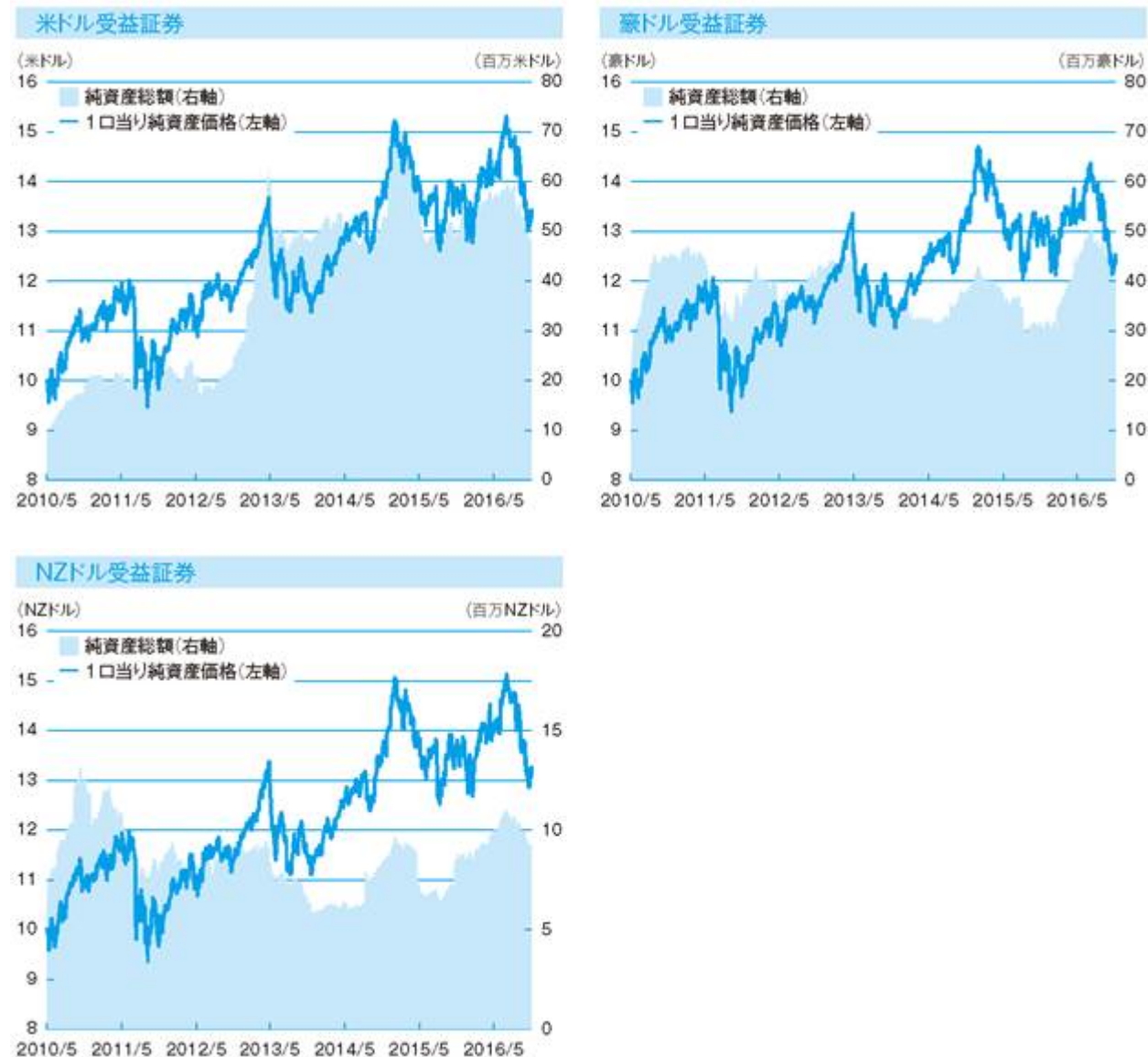
5 運用状況

（３）運用実績

参考情報

本項を以下のとおり更新します。

純資産総額および１口当りの純資産価格の推移（2016年11月末日現在）



収益率の推移（暦年ベース）* 2010年は5月28日から、2016年は11月末日まで



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当り純資産価格(当該期間の課税前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当り純資産価格(分配落の額)

分配金に対する税金は考慮されておりません。